

新型コロナウイルスの感染者数が増加しています。
手洗い、マスク着用、換気等の感染防止に努めましょう。

※掲載のイベント等は延期・変更・中止となる場合があります。
事前に問合せ先まで確認してください。

特集
pick up!

多様な「働き方」が生まれるまちへ。

も く じ contents

貸付等の支援や相談窓口等について
新型コロナウイルス感染症関連情報 p6-9

令和2年分の提出は3月15日(月)まで
税の申告が始まります p10-11

奈良市の現状や食品寄付の方法等
食品ロスを減らしましょう p30-31 ならトピ p31

「朝あさ靄に煙る平城宮跡」 撮影：中村 公彦さん

生活 p12 健康 p14 子育て p16

シニア・募集・催し p18

スポーツ・文化情報 p20

生涯学習 p24



多様な「働き方」が生まれるまちへ。



奈良市創業支援施設「BONCHI」外観

「暮らしすまち」として注目される奈良市に。

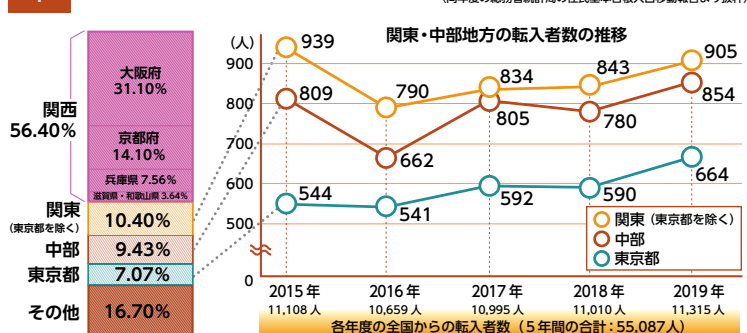
住民基本台帳人口移動報告（総務省統計局）（グラフ1）によると、過去5年間の奈良市への転入者数は約5万5千人（その内の約75%が県外から転入）。地方別に見ると、大阪や京都等の近隣の地域から引越す人が多い他、**関東・中部地方から移住する人の割合も多く見られます。**特に都道府県別に見ると、**東京都からの転入は、大阪・京都・兵庫に次いで多くなりました。**

また、市内の年齢別の転入超過数（グラフ2）を見ると、**18歳の数が大きく増加し、22〜26歳の数が著しく減少しています。**ここから、「大学入学を機に転入し、大学・大学院の卒業や就職後数年を経て転出する」という若い世代の動向が見られます。さらに特徴的な部分として、**30代後半〜40代の数の増加傾向もあげられます。**特に2019年は、この世代の転入者の増加が顕著に見られました。これより、「人生設計をする上で、キャリアを形成し家族を養っていく世代が、奈良市を『暮らしすまち』として選択している」ことが一例として推測されます。

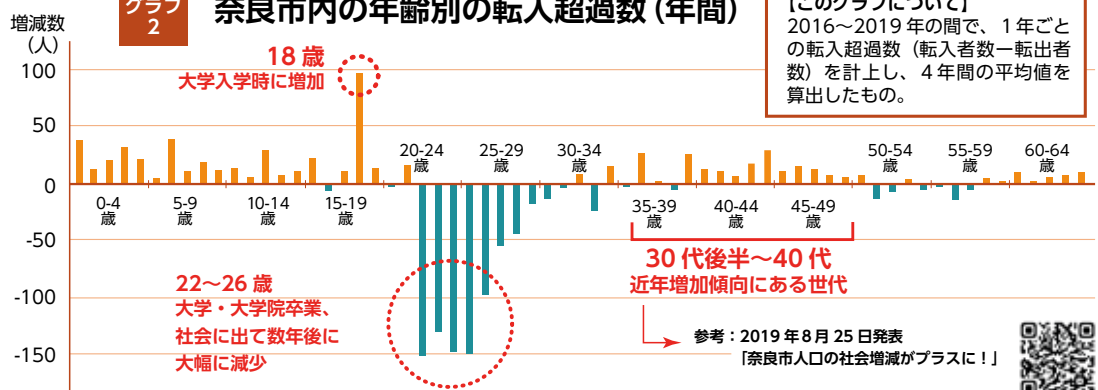
新しい流れがもたらす市内の変化。

「大都市を離れて地方で暮らし、働く」ことが注目される今、奈良でさまざまな動きが芽生え始めています。地元とともに県内就業率の向上に取り組み市内の大学や、奈良に拠点を築きながら全国展開する有力企業等、まちの様相も徐々に変化しています。

グラフ1 過去5年間（2015～2019年度）奈良市への転入者数の地方別割合
（同年度の総務省統計局の住民基本台帳人口移動報告より抜粋）



グラフ2 奈良市内の年齢別の転入超過数（年間）



コロナ禍により、全国的に新しい働き方が求められている中で、地方の暮らしが注目されています。奈良市でも、これまでの常識を覆すライフスタイルや新しい動きが始まっています。今回は「働く」に焦点を当て、市・企業・大学等の最新の取り組みを紹介します。

- ◆グラフ1…公表されている数値は、2017年以前が日本人のみ、2018年以降は外国人を含む数での計上
- ◆グラフ2…転入者数、転出者数は各年1月1日～12月31日の期間で集計

働き方の変化を見据え、奈良で専門教育を学ぶ「意義」

奈良の大学や企業でも、変化する世界に対応しようとさまざまな新しい構想が立ち上がっています。奈良女子大学では、2022年4月に県内、そして女子大学で初の「工学部」の新設（設置認可申請中）に向けて、各機関と連携しながら準備を進めています。

今、奈良で工学を学ぶ環境を整えることの意義や、そこから輩出される人材が地域や世界と将来どのように関わっていくかについて、奈良女子大学の今岡春樹学長にお話を伺いました。

— 今、なぜ女子大学に工学部なのか

私自身、工学部出身ですが、工学には社会を変える力があると思っています。工学は「世の中に今無いものを作り、世の中を変えたい」という思いが原動力となる学問です。

この無から有を生み出す「ものづくり」の力は、男女に共通して存在します。しかし、大半の国内の大学で、工学部に在籍する女性の割合は10%程度。この現状を打破するために考えたのが、女子大初の工学部新設構想です。

— どのような人材が生まれるか

アメリカでは、世の中を変える能力に長けた人材を育成するため、10年以上前から科学・技術・工学・数学の分野を幅広く学ぶ「STEM教育※」を導入してきました。これによって国力を増強し、実際に成果を出してきました。

新設する工学部にも、この教育分野を取り入れます。国際的な競争に打ち勝ち、女性の社会進出を進める上でも、工学を含むこの分野の「幅広い学び」が重要ではないでしょうか。学問全体を多角的に学び、その中から「これだけは深めたい」というものを自分で選び取る。そのような教育カリキュラムを本学でも提供することで、時代を変えていく人材

を奈良で育んでいきたいと考えています。

— 奈良だからこそ得られる力とは

海外企業との商談の場で必ず話題に上るのは「文化」の話。こちらの文化を相手に伝えることで、驚きや発見が生まれ、お互いの価値を認め合う信頼につながります。そして日本文化を深く知るには、奈良は本当に最高の場所です。

例えば正倉院展の始まり。戦後すぐの殺伐とした時期にもかかわらず、本物の宝物を見るために全国各地から人が押し寄せました。日本人が自身のルーツを知るふるさとでもあり、一生かかっても見られない貴重なものが身近にある場所、それがこの奈良です。奈良は、異文化を理解するのに必要な、日本文化を実体験として学べる随一の場所です。奈良で学ぶ人生というのは、本当に素晴らしいことだと思います。

— 異分野・他機関との連携の予定は

現在、奈良教育大学との法人統合や、奈良国立博物館・奈良文化財研究所をはじめ、近隣の教育機関・研究施設とも連携した教育も計画しています。また、学部の新設に際しては、奈良先端科学技術大学院大学や奈良工業高等専門学校、奈良市に開

奈良女子大学 学長
今岡 春樹 さん

1990年から奈良女子大学で教鞭を取り、2013年から学長に就任。工学博士（東京工業大学）。専門はアパレル工学、システム科学。

発掘点を構えるDMG森精機等、技術力のある企業にも相談し、実習場の提供や民間講師の派遣等の協力を得ています。そして、既に奈良で事業を展開する大和ハウス工業やATOON等とも連携を進めています。現在も学生は、企業の研究施設の中での実践や、企業の方を講師として本学に招き入れる等、積極的に地元のみならずと交流を行っています。異なる能力の人たちが集まり、そして語らうことが何より大事だと私自身思います。

異なる分野や機関との交流により、その相乗効果は大きく開花します。誰も解決したことのない問題を探し、世の中にまだ無いものを作る。奈良の地から、その起爆剤となるような人材を輩出し、社会に新しい「価値」を創造する仕掛けを築くことができます。未来に期待しています。

※ STEM（ステム）教育…Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Mathematics（数学）の教育分野を総称し、この分野を身につけることで、ICTやグローバル社会に適応した国際競争力を持った人材を多く生み出そうとする、21世紀型の教育システム。近年ではここに、創造性の分野であるArts（芸術またはリベラルアーツ＝教養分野）を加え、「STEAM（スティーム）教育」とも呼ばれる。

市でも多様な働き方が生まれるまちを目指して、創業支援と企業誘致に力を入れています。創業支援では、起業の相談や市内のワークスペースの整備をはじめ、「リビングラボ※」という仕組みの構築を進めています。一方、企業誘致では、そんな取り組みを推し進める奈良のまちでオフィス等を構えようとする企業に、立地条件等を提案して積極的に呼び込む努力をしています。これらの取り組みは「将来的な雇用の拡大」を見据えており、奈良のまちを盛り上げる基盤となります。

※生活の場（Living）での実験的活動（Lab）を意味するもので、企業や行政が地域と共に、社会課題の解決等に取り組む仕組み。近年、世界的に活用されている

創業支援

「〇〇してみたい！」
を生み出す環境を
整備する。

■ 人の創造性を引き出す、奈良市の創業支援施設 "BONCHI (ボンチ)"



市が昨年3月に開設したこの施設は、「ひとりでも、持続可能な地域や社会が生まれる場所。」をコンセプトに、訪れるすべての人が居心地よく感じ、のんびり過ごしたり、本を読んだり、誰かと話したりする中で、たくさんのウズウズが生まれてくることを目指しています。

2階には仕事や勉強をすることができるコワーキングスペースがあります。また、会社を作る相談や事業を始める相談も受けられます。一般社団法人TOMOSU（委託先）とともに、奈良市で新たな創業支援のあり方を提案していきます。

■ 企業とまちを継続的につなぐ仕組み

"奈良リビングラボ"

奈良市独自の新しい取り組みが始まっています。通常のリビングラボの仕組みにTOMOSUが加わることで、地域の課題の本質に迫り、継続して解決する手段を見いだすだけではなく、そこに生まれる課題や人とのつながりから創業にもつなげることを目指します。

例えば、子育て不安を軽減する新しいサービスを検討する際、企業と地域が単に出会うのではなく、TOMOSUが企業、行政、子育て中の親、地域の人たちと深くコミュニケーションをとることで、共通する本質的な課題を設定し、全ての関係者がチームとして取り組むことを実現します。



一般社団法人
TOMOSU
代表理事
中島 章 さん

「都市に対するゆたかりとした田舎」や「家が近いから奈良で働く」等ではなく、「奈良の方がいい仕事ができる」、「いい仕事をするために奈良に向く」といった好循環をつくることで、自然と奈良に人や企業が集まり、地域の機運も高まります。今後もBONCHIを拠点に、奈良で働く価値を発信していきたいです。

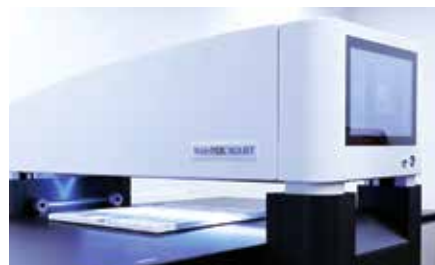
私は奈良市出身で、以前は東京で働いていたのですが、奈良に戻ってきてから「奈良の良さ」にはじめて気付きました。歴史に魅力があるのはもちろんですが、それが変化しながら持続している町は少ないと感じます。各時代の先端技術がそこら中に残されていて、間近に肌で感じながら働くことができる環境は、クリエイティブな発想を生み出す力になります。奈良で働く価値はそこにあると考えています。

奈良で働く価値を発信したい

Interview

奈良市に可能性を求める企業を導く。

市では、都市部の企業に市内でのサテライトオフィス設置を提案し、拠点誘致に取り組んでいます。昨年10月には初期費用に対する補助金を創設しました。その第1号として、東京・新宿に本社を置き、貴重文書や文化財・絵画等を、破損・裁断せずに電子化（スキャン）するサービス等を展開する株式会社誠勝が、市内にオフィスを開設します。同社社長にオフィス開設の経緯や今後の展望を伺いました。



日本に2台しかない大型アートスキャナー（絵画用）。関西初となる3台目を奈良に導入予定



企業誘致 第1号

株式会社誠勝 代表取締役
山本 大視さん

私が奈良市を選んだ理由

当社の問合せデータより、以前から関西圏に需要があるということは感じていました。しかし、進出の時期や東京以外の拠点の開設等、具体的な計画は進んでいませんでした。そこに全国的なコロナ禍が相まって、事業の継続を考えた時に、今が別の拠点を構えるタイミングだと感じ、企業誘致を積極的に行っている自治体を徹底的に調べました。

各自治体ではさまざまな優遇制度が設けられていましたが、最終的な決め手は奈良市の企業立地コンシェルジュ※のみなさんの熱意あるサポートでした。奈良市への進出は、私の力だけでは形にすることができな

かったと思います。

地域経済にも貢献したい

私は今まで奈良市に縁がありませんでした。しかし実際に訪れてみると、歴史ある街並や自然に魅了されてしまい、これを機に家族での移住も決心しました。これからの生活にとってもわくわくしています。

また、事業の面でも、奈良市内の企業のみなさんが保有する資料とともに、せっかく奈良という歴史ある土地にきたので、神社仏閣が所蔵している貴重資料等の電子化にも、お役に立てればと思っています。

コロナ禍によりテレワークの導入が増え、それに伴い電子化の需要も増えたので、電子化のプロの観点からさまざまなお手伝いができればと思います。そして、その結果、奈良で少しでも多くの雇用を確保し、地域経済に貢献できれば幸いです。

※昨年4月に発足した企業誘致を専門に行う市職員のチーム

企業誘致に特化したパンフレットを作成しました

今年度発行した「奈良市企業立地ガイド～奈良で育む企業ブランディング～」市外に拠点を置く企業からは、奈良特有の環境に高い関心が寄せられています。特に人の創造性を刺激する長い歴史・文化、自然により育まれた風土、近隣都市へのアクセスやまちの機能の良さ等が好まれています。

企業が奈良市に集まることで、新たなサービスや就業の機会が生まれます。今後の地域経済の発展のためにも、誘致活動に積極的に取り組みます。



市ホームページの特設ページはこちら▼



どなたでも歓迎！

まずは"BONCHI"を体験してみませんか

「時代を読み解く 500 冊」と題した本の閲覧・購入、奈良のスペシャリティコーヒーが味わえるカフェ、奈良うまれ・奈良そだちのお菓子の販売、ひと息入れられるスペース等、1階はどなたでも気軽に利用できます。また、仲間と打ち合わせができるミーティングルームの貸出や、他の起業家や経営者と自然なつながりができるコワーキングスペース等も利用できます（会員制）。みなさん気軽にお立ち寄りください。



BONCHI

橋本町 3-1
(奈良もちいどのセンター街内)
午前 10 時～午後 6 時
※コワーキング会員は
午後 9 時まで
☎ 27-1111
info@tomosu.org

本特集の
問合せ

2～3 ページ：秘書広報課（☎ 34-4710）
4～5 ページ：産業政策課（☎ 34-4741）

新型コロナウイルス 感染拡大防止のための補正予算

令和2年12月補正予算：5億2,249万円
(新型コロナウイルス感染症対応費分)

増加する患者への対応と今後の感染拡大防止に向けて、
医療提供体制の整備と、生活や事業活動に影響を受けている市民の支援を継続して行います。

※ 主な事業について抜粋して掲載

医療費等の増額 2億240万円

【内訳】入院医療費：1,327万円
検査医療費：1億8,201万円
審査手数料：712万円

感染拡大による検査・入院の増加に対応するため、また、季節性インフルエンザでの発熱患者と適切に識別・診療・検査を行うため、公費負担分の医療費について増額措置を行います。(入院医療費は11月入院分以降の分について増額)

【担当課】保健予防課

学校の感染拡大の防止対策 9,400万円

市立小・中・高等学校での感染拡大防止に向けて、消毒液やハンドソープ等の衛生用品や除菌作業用品、感染症対策のための備品等を整備します。

【担当課】教育総務課

児童等の見守り強化 500万円

学校の休業や外出自粛により子どもの見守り機会が減少し、児童虐待リスクが高まっています。子ども食堂等を実施する民間団体が、児童の状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じて、見守り体制を強化するための経費を補助します。

【担当課】子ども育成課

市立奈良病院の 入院病床確保支援の拡大 2億199万円

国の緊急包括支援交付金、病床確保料の補助基準額の見直しに伴い、支援を拡大します。また、病床確保体制を見直し、「新型コロナウイルス患者専用病床」を増床します。

【担当課】医療政策課

医療提供体制の整備 1,016万円

リアルタイムPCR装置、リアルタイム濁度測定装置等の検査機器を購入します。

【担当課】医療政策課

【問合せ】財政課 (☎ 34-4720)





新型コロナウイルス感染症に関する支援について



生活資金に困っている世帯への特例貸付

緊急小口資金 対象…新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、生計維持のための貸付を必要とする世帯 ▶**上限額**…一世帯あたり 20 万円

総合支援資金 対象…新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活が困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯 ▶**上限額**…① 2 人以上の世帯：月 20 万円② 単身世帯：月 15 万円 ※ いずれも原則 3 か月以内
【期間】 3 月末まで

【問合せ】 市社会福祉協議会 特例貸付対応ダイヤル (☎ 070-2272-4422、4423)

※ 電話受付は平日の午前9時～午後5時

くわしくはこちら▶



家賃相当額を一定期間支給します

離職等により経済的に困窮し住居を失った人や、住居を失うおそれのある人に対し、就職に向けた活動をする事等を条件に、家賃相当額を支給します。

対象…離職・廃業等から 2 年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある人 ▶**支給額（上限額）**…単身：38,000 円、2 人：46,000 円、3～5 人：49,000 円、6 人：53,000 円、7 人以上：59,000 円 ▶**支給期間**…原則 3 か月 ※ 一定の条件を満たせば 3 か月間を限度に期間を 3 回まで延長可（最長 12 か月）
▶**その他**…申請者の就労状況に応じた求職活動およびその報告が必要です

【問合せ】 市くらしとしごとサポートセンター (☎ 0120-372-310)

くわしくはこちら▶



解雇等により住まいの退去を余儀なくされた人に市営住宅を一時提供

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇等により、現在の住まいから退去を余儀なくされた人に対し、市営住宅の空き住戸を新たな住宅確保までの一時的な住まいとして提供します（8 戸程度）。

対象…以下の①～③の要件を満たす人①新型コロナウイルス感染症拡大が原因で離職や収入が大幅に減少したことにより、市営住宅条例の規定による収入月額が 158,000 円以下となった人（一部例外あり）②現在市内に住んでいるか、市内で勤務している人③現在住んでいる住宅から退去する必要がある等、住宅に困窮している人 ▶**使用料**…世帯全員の収入により算出する収入月額に応じて負担（月額家賃は申し込む住戸で変わります）
※ 駐車場使用料と共益費は別途要。連帯保証人と敷金は免除 ▶**入居期間**…原則 1 年以内

【問合せ】 住宅課 (☎ 34-5174)

くわしくはこちら▶



上下水道料金の支払い猶予があります

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が大幅に減少した等の事情により、水道料金等の支払いが困難な人は、一時的に支払い猶予を受けられる場合があります。くわしくは下記まで相談してください。

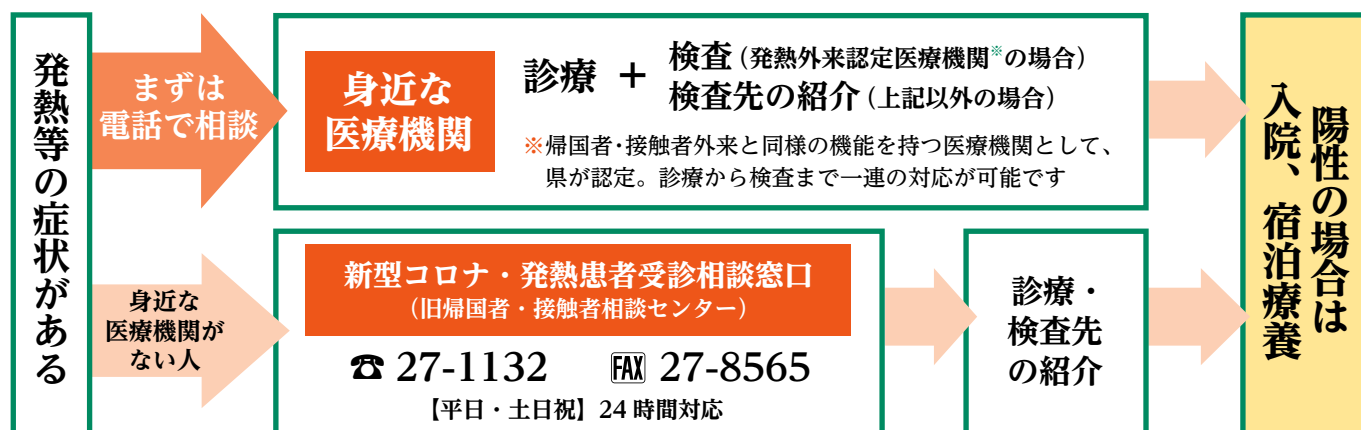
【問合せ】 市企業局お客さまセンター (☎ 35-6825)

※ 平日の午前 8 時半～午後 5 時 15 分



新型コロナウイルス感染症関連の相談窓口

発熱等の症状がある場合、まずは電話で身近な医療機関に相談を。身近な医療機関がない場合は、「新型コロナ・発熱患者受診相談窓口」に相談してください。



新型コロナウイルス 接触確認アプリ 「COCOA」 今すぐインストール をお願いします

厚生労働省が公式提供している**新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」**を知っていますか？スマートフォンにインストール（取り込み）すると、**新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について通知を受けることができます。**

通知を受けることで...

- ① PCR 検査等の奈良市保健所のサポートを早く受けることができます※
- ② 利用者が増えることで地域や社会的な感染拡大の防止につながります

インストール手順

- 1 インターネットで Google Play Store か、App Store にアクセス（下記の二次元コードを読み込み）。**新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」**を検索し、インストールする

Android の人はこちら



iPhone の人はこちら



「インストール」をタップ



- 2 スマートフォンの Bluetooth を ON にする（インストール時に OFF の場合、インストール後「接触通知システムをオンにしますか？」と問われるので「ON にする」を選択）



ON を選択するとホーム画面にうつる



「COCOA」ホーム画面

- 3 ホーム画面右上の使い方を選択し、アプリの使い方を確認する



「使い方」をタップ



※新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」から、陽性者との接触の可能性が確認されたと通知を受けた人は PCR 検査の対象となります。ただし、個別の状況や本人の希望等を確認した上で、医師や新型コロナ・発熱患者受診相談窓口等で検査が不要と判断されることもあります

陽性者との接触の可能性が確認されたと通知を受けたら、**新型コロナ・発熱患者受診相談窓口**（☎ 27-1132）に相談してください

- 【参考】
- 新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」のインストールをお願いします/市ホームページ <https://www.city.nara.lg.jp/site/coronavirus/79273.html>
 - COCOA (ココア) アプリの取り込み方法と設定手順/NPO法人デジサポ <https://dsapo.org/cocoa-install/>
 - 接触確認アプリCOCOA画面説明 (ホーム)/厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000691705.pdf>

【問合せ】医療政策課（☎ 93-8392）



ティッシュ・マスク等のごみの捨て方に注意



①ごみ箱に袋をかぶせる。ごみは触らず、袋は早めに交換する



②ごみに直接触れないように注意して、しっかり縛る



③捨てた後は石けんで手をよく洗う

新型コロナウイルス感染症に感染した人やその疑いのある人が家庭にいる場合、鼻水等が付着したティッシュやマスク等のごみを捨てる際は、以下の点に注意してください。

ごみが袋の外面に触れた・袋を縛った際に隙間がある・袋に破れがある等、密閉性を高める必要がある場合は、二重にごみ袋に入れることも有効です。

※中のごみが見えるよう、透明・半透明のごみ袋を使用してください

※リサイクルの妨げになるため、プラスチック製容器包装は二重袋にしないでください

- *路上にマスクを誤って落とす、ポイ捨て等が多数見られます。適正処理に協力をお願いします
- *事業所・施設等から排出されるティッシュ等の「事業系一般廃棄物」も上記の手順を守ってください
- *医療関係機関等で新型コロナウイルス感染症に関するごみが発生した場合、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」等に基づき適正処理を行ってください



◀環境省の
マニュアル
はこちら

ごみの収集は、衛生的な生活を維持する上で欠かせません。家族や自分だけでなく、ごみを収集・処理する作業員の感染リスクも下がるため、協力をお願いします。

【問合せ】
廃棄物対策課 (☎ 71-3001)

「令和3年度食品衛生監視指導計画(案)」に関する意見を募集します

【縦覧期間】2月5日(金)～3月5日(金)に保健衛生課、総務課、各出張所・行政センターで閲覧可(土・日曜日、祝日を除く)。市ホームページにも掲載

【対象】市内に①在住・在勤・在学の人②食品等事業所を有する個人・法人

【意見書の提出方法】送付、FAX、Eメールに意見名を明記し、意見と、個人は住所・氏名・年齢、法人その他団体は法人(団体)名・所在地を書いて、3月5日必着で保健衛生課へ

※記載内容は、住所、氏名を除いて公開する場合があります。意見への個別対応はできません。様式は問いません。電話による意見は受け付けていません

【問合せ・提出先】保健衛生課

(〒630-8122 三条本町 13-1)

☎ 93-8395 ※かけ間違いに注意してください

FAX 34-2485 ✉ shokuhin@city.nara.lg.jp



道路・河川・公園の清掃等を行う団体を募集します

■アダプトプログラム推進事業 (道路・河川における美化活動)

ゴミの収集や除草、花の植栽、公共施設の損傷や不法投棄等の情報提供等の美化活動を年6回以上行います。

【対象団体】2人以上で構成される地域の団体、ボランティア団体、企業等 ※複数の団体から申込があった場合は、審査のうえ決定します

【対象区域】市が管理する道路が河川で、おおむね100m以上の距離のある区域

【報奨金】要領に基づき報奨金を交付します。ただし、以下のような場合は、報奨金の額の変更・返還等を求めることがあります

- ①適正に美化・維持管理活動が行われなかった場合
- ②団体が解散、または活動を停止・中止した場合
- ③活動場所が対象区域でなくなった場合

【問合せ】地域づくり推進課 (☎ 34-5193)

■グリーンサポート制度 (公園における維持管理活動)

月1回以上の清掃、年2回以上の除草、年1回の低木の剪定、公園内の施設点検で異常があった場合等に情報提供を行う等の維持管理活動を行います。

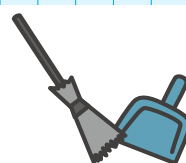
【対象団体】年間を通して維持管理活動を行うことができる人数で構成される地域の団体。複数の団体から申込があった場合は、審査のうえ決定します。

【対象公園区域】市が管理する街区公園・児童遊園・ちびっ子広場等

※複数の場合は、面積を合計し一契約とする

【申込】地域づくり推進課に備え付けの申請書(市ホームページからも申請書をダウンロード可)に必要事項を書いて、3月15日までに同課へ

※継続して活動している団体も、更新手続きが必要です



所得税の申告が始まります

所得税の 確定申告

確定申告書の作成・送信はスマートフォン・パソコンから
e-Tax (電子申告) で

確定申告書は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」(<https://www.nta.go.jp>)
で作成できます。

マイナンバーカードと IC カードリーダー (またはマイナンバーカード対応のスマートフォン)
があれば、スマートフォンやパソコンから「e-Tax (電子申告)」を利用して自宅から提出できます。

また、マイナンバーカードや IC カードリーダーがなくても、税務署等で ID (利用者識別番号)
とパスワード (暗証番号) の発行を受けた人は、e-Tax での確定申告書の送信が可能です。

※e-Tax を利用できない場合は作成した申告書を印刷し、奈良税務署に提出してください



所得税の確定申告が必要な人

●所得税を申告しなければならない人

所得金額の合計額から基礎控除、配偶者控除等の所得控除の合計額を差し引いて残額がある人のうち、

- ①事業収入や不動産収入のある人、土地や建物を売った人
- ②サラリーマンで給与の年収が 2,000 万円を超える人、給与以外の所得が 20 万円を超える人、2 か所以上から給与を受けている人等

●所得税の還付を受ける人

所得税が源泉徴収される人のうち、

- ①マイホームをローン等で取得し、住宅借入金等の特別控除を受ける人 (勤務先で年末調整をしていない人)
- ②病気やけが等で一定額以上の医療費を支払った人
- ③災害や盗難等で損害を受けた人等

次のような申告誤りや記入漏れに注意

■ 令和 2 年分以降、給与所得控除・公的年金等所得控除・所得金額調整控除、基礎控除等の変更、ひとり親控除の創設、青色申告特別控除 65 万円の適用要件変更等、多くの税制改正があります。所得や控除の計算誤りに注意してください

■ 源泉徴収票に記載のある社会保険料控除は、本人の申告のみに適用できます [例: 妻の年金から天引きされた社会保険料を、夫の社会保険料控除に含めて申告することはできません (納付書や口座振替で妻の保険料等を納めた場合は可)]

■ 確定申告書第二表の「配偶者や親族に関する事項」への同一生計配偶者・16 歳未満の扶養親族、「住民税に関する事項」への配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額・寄附金控除額等 (ふるさと納税等) の記載漏れに注意してください。市・県民税の税額に影響する場合があります。

■ 「ふるさと納税ワンストップ特例」に関する申請書を提出していても、5 団体を超える自治体にふるさと納税を行った場合や、医療費控除等を受けるために所得税の確定申告をする場合は、ふるさと納税を行った全ての金額を寄附金控除の計算に含めて申告する必要があります

所得税の確定申告相談

ところ	期間 (土・日曜日、祝日は除く)	受付時間
奈良税務署 (登大路町) ※駐車場は 利用不可	2月16日(火)～3月15日(月) ※2月21日(日)・28日(日)は 申告相談受付を行います	午前 8 時半～午後 4 時 ※混雑緩和のため、入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券の配付状況に応じて、早めに受付を終了する場合あり

今年は県立図書館での事前相談会場は開設
されませんので注意してください。

※還付申告については、2月15日(月)以前でも e-Tax 等で税務署へ提出できます

※完成している確定申告書に限り、2月16日(火)～3月15日(月)に市役所でも提出が可能です (奈良税務署の受付印が必要な場合は、直接奈良税務署に提出してください)

※確定申告に必要な用紙は市役所の申告会場でも配布しています (種類と部数に限りあり)。また、国税庁ホームページからダウンロードもできます

医療費控除を申告する場合、医療費控除の 明細書の作成と、提出が必要です

令和 2 年分 (市・県民税の申告は令和 3 年度) 以降の申告では、従来のように領収書の添付による申告はできなくなりました。なお、明細書により申告した医療費の領収書は 5 年間保管してください。国税庁ホームページから明細書の記載方法の確認とダウンロード、作成が可能です。医療費通知を添付すると「医療費控除の明細書」の記入を簡略化できます。

【問合せ】奈良税務署 (☎ 26-1201)

申告相談会場での
感染症対策に
協力してください



来場の際はマスク着用をお願いします / 咳・発熱等の症状のある人、体調のすぐれない人は来場を控えてください / 筆記用具や電卓等の用具は持参してください

●確定申告に関する一般的な問合せは、国税庁ホームページや電話相談センター (☎ 26-1201 自動音声案内で「0」を選択) も利用してください

提出は3月15日(月)まで 令和3年度(令和2年分) 市・県民税と

3密回避のため、電話での相談・郵送等での申告書提出に協力をお願いします



市・県民税の申告書：市役所市民税課（〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号）
 所得税の確定申告書：奈良税務署（〒630-8567 奈良市登大路町81）

市民税 県民税

計算と申告書の作成が市ホームページでできます

収入額等を入力すると、市・県民税の税額が計算された申告書を作成できます。
 作成した申告書は添付資料とともに市民税課へ郵送等で送付してください。
 電子メール等での提出はできません。



市・県民税の申告が必要な人

- 令和3年1月1日現在、市内に住所がある人
- 市内に住所はないが、市内に事務所・事業所か
家屋敷がある人
- ……………次の人は申告の必要はありません……………
- 所得税の確定申告をする人
- 令和2年1月1日～令和2年12月31日の収入が以下に該当する人
- ①収入が給与のみで勤務先から給与支払報告書が提出されている人（勤務先で確認してください）②収入が公的年金のみで、源泉徴収票に記載の扶養親族や社会保険料等に追加して申告するものがない人③収入がなく、奈良市内の親族の税法上の扶養親族になっている人（勤務先の年末調整や確定申告等で扶養親族として申告されている人等）
- ※ 他の手続きの関係で申告が必要になる場合あり

公的年金等を受給している人の申告

- 以下のいずれも該当する人は、確定申告が不要です。
- 公的年金等の収入金額の合計が400万円以下
 - 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下
- ただし、以下の人は市・県民税に影響することがあるため、市・県民税の申告をしてください
- ①「公的年金に係る源泉徴収票」に記載のない各種控除を受けたい人（扶養・障害者・ひとり親・寡婦・医療費・生命保険料控除、納付書や口座振替で納めた社会保険料等がある等）②公的年金以外に所得がある人（20万円以下）等 ※ この他にも申告が必要になる場合あり
 - ……………次の人は確定申告が必要です……………
 - ①所得税の還付を受ける人②公的年金以外の所得が20万円を超える人③外国の年金等を受け取っている人④株式の譲渡損失の繰越をする人

【問合せ】市民税課（☎34-4973）

市・県民税の申告相談

ところ	期間（土・日曜日、祝日は除く）	受付時間
市庁舎第20会議室（北棟5階）	2月4日(木)～3月12日(金)	午前8時半～午後5時
西部公民館6階（学園南三丁目）	3月3日(水)～5日(金)	午前9時～正午、午後1時～4時半
北部出張所（右京一丁目）	2月25日(木)・26日(金)	
都祁行政センター（都祁白石町）	2月18日(木)	
月ヶ瀬行政センター（月ヶ瀬尾山）	2月17日(水)	午前9時～正午、午後1時～2時半

※期間の前半と午前10時～午後2時頃は来場者が集中します。分散しての来場に協力をお願いします

※申告書は市役所市民税課、各申告会場にあります。市ホームページからダウンロードも可

※所得税の確定申告に関する相談は奈良税務署へ（上記会場では行いません）

住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）を受ける人の申告

所得税から控除しきれない住宅ローン控除可能額がある人は、一定の額を市・県民税から控除します。市役所への申告は不要ですが、3月15日(月)までに確定申告か年末調整（入居した最初の年は確定申告が必要）で所得税の住宅借入金等特別控除の手続きをしてください。

【対象】平成19年～令和2年中に入居している人（平成19年・20年中の入居は所得税のみの控除）



申告が必要？
申告はどこに？
迷ったときは？

市ホームページに申告フローチャート、問合せの多い事項について掲載しています。申告期間とその前後は問合せが集中し、電話がつながりにくくなる場合があります。

